

令和 5 年 度
京都府高等学校等修学資金
貸与申請のための手引き

- 修 学 金 （ 月 額 ）
- 修学支度金（入学支度金）

高等学校等修学資金の貸与（貸付）を希望される方は、この手引きにより、申請書類を在学している学校へ提出してください。

貸与（貸付）を受けた修学資金は、貸与（貸付）終了後、生徒本人が返還しなければなりません。 修学資金の貸与（貸付）を希望される生徒・保護者は、このことを十分理解の上、申請してください。

京 都 府
京 都 府 教 育 委 員 会

<担当課> 教育庁指導部高校教育課・文化スポーツ部文教課

問い合わせ先

〒612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町 京都府総合教育センター内
京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係

TEL 075-574-7518

◎ 京都府教育委員会のホームページでもお知らせしています。

<http://www.kyoto-be.ne.jp>

目 次

京都府高校生等修学支援事業（貸付）の概要

・・・ P 1

I 修学金（月額）

貸与手続の流れ

・・・ P 2

高等学校等修学金（月額貸与金）

・・・ P 3～4

修学金の申請

- (1) 所得の基準
- (2) 所得に関する証明書類
- (3) その他必要書類
- (4) 家計急変の場合
- (5) 修学金の振込口座
- (6) 併用できない同種の資金
- (7) 「京都府奨学のための給付金」と貸付金の調整

・・・ P 5
 ・・・ P 6～9
 ・・・ P 10
 ・・・ P 10
 ・・・ P 11
 ・・・ P 11
 ・・・ P 12～13

修学金貸与申請書記入例

・・・ P 14～15

推薦依頼書・推薦書、誓約書記入例

・・・ P 16

II 修学支度金（入学一時金）

貸与手続の流れ

・・・ P 17

修学支度金（入学一時金）

・・・ P 18～19

【高等学校等修学支度金貸与制度】

・・・ P 20

修学支度金貸与申請書記入例

・・・ P 21

【修学支度金特別融資利子補給制度】

・・・ P 22

修学支度金特別融資申込資格認定申請書記入例

・・・ P 23

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例

・・・ P 24

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則

・・・ P 24～28

京都府高等学校等修学資金貸与実施要項

・・・ P 29～33

（返還モデル例）

〔別紙〕

- ・ 高等学校等修学金貸与申請書（在学申請者用）
- ・ 高等学校等修学支度金貸与申請書
- ・ 京都府高等学校等修学資金の貸与に係る推薦依頼書・推薦書
- ・ 京都府高等学校等修学資金利用誓約書
- ・ 高等学校等修学資金貸与口座振替依頼書（相手方登録票）
- ・ 京都府修学支度金特別融資申込資格認定申請書
- ・ 提出書類等チェック表（貸与申請書（在学申請者用））

京都府高校生等修学支援事業（貸付）の概要

I 修 学 金（月 額）

（2ページ～）

高 等 学 校 等 修 学 金 貸 与 制 度

- ◆ 生徒に京都府から貸与（貸付）
- ◆ 貸与月額
 - 国公立 月18,000円以内
 - 私立 月30,000円以内

主たる生計
維持者の年収
150万円以上

主たる生計
維持者の年収
150万円未満

II 修学支度金（入学一時金）

（17ページ～）

※修学金の貸与を受ける場合のみ利用できます。
（修学支度金のみ利用はできません。）

修 学 支 度 金 特 別 融 資 利 子 補 給 制 度

- ◆ 保護者が金融機関の融資を利用
- ◆ 融資額（入学一時金）
 - 国公立 50,000円
 - 私立 250,000円

高 等 学 校 等 修 学 支 度 金 貸 与 制 度

- ◆ 生徒に京都府から貸与（貸付）
- ◆ 貸与額（入学一時金）
 - 国公立 50,000円
 - 私立 250,000円

— 修学金・修学支度金の返還 —

貸与期間の満了や貸与決定の取消しにより貸与が終了したときは、修学生（貸付を受けた生徒）は連帯保証人と連帯して貸与を受けた修学資金（修学金・修学支度金）を返還することになります。

返還された修学資金は、直ちに後輩の修学資金として活用しますので、この修学資金の趣旨を十分理解の上、申請してください。

- ① 原則として、修学金は最長20年以内、修学支度金は最長7年以内に、一括、年賦、半年賦又は月賦により均等に返還してください。
ただし、1年当たりの返還額は、修学金は貸与を受けた総額の20分の1、修学支度金は7分の1を下回ることはできません。

- ② 返還は、生徒本人名義の普通預金口座からの口座振替（自動引き落とし）によります。

取扱金融機関・・・京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都北都信用金庫・ゆうちょ銀行

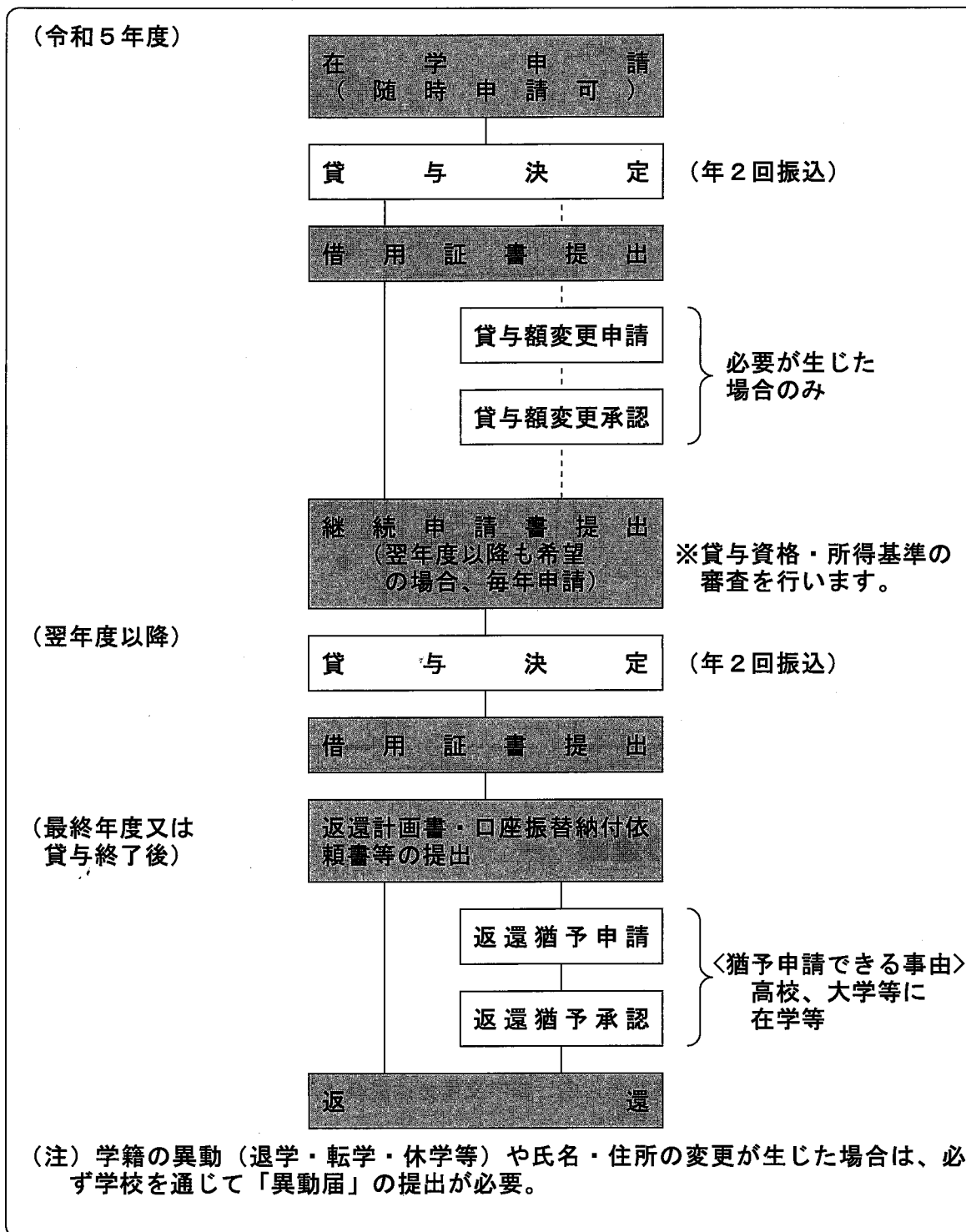
※取扱金融機関に口座がない場合は、新規に開設してください。

- ③ 貸与を受けた修学資金には利息がつきませんが、返還期日までに返還しなかったときは遅延利息（法定利率）が加算されますので注意してください。
- ④ 督促業務を業務委託しています。（詳細は4ページ）
- ⑤ 返還の猶予（先延ばし）等の制度があります。（詳細は4ページ）

※ 詳細については、返還が開始するときにあらためてお知らせします。

I 修学金（月額）

◎ 貸与手続の流れ



京都府は、修学金（月額）の業務を行うため、申請者（生徒本人）、親権者及び連帯保証人の同意を得て、申請者、親権者、連帯保証人若しくは学校又は関係行政機関に対し、住所、在籍状況、併給の状況、保証の意思等について照会することがあります。

高等学校等修学金（月額貸与金）

1 申請の資格

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に在学し、次の（１）～（４）のすべてに該当する人（ただし、正規の修業年限を終えていないこと）が対象になります。

- （１） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者が京都府内に住所を有していること。
 - ア 貸与を受ける者が未成年者の場合：貸与を受ける者の親権者又は未成年後見人
 - イ 貸与を受ける者が20歳未満の成年である場合：貸与を受ける者又は貸与を受ける者の生計を維持する者
 - ウ 貸与を受ける者が20歳以上の成年である場合：貸与を受ける者
- （２） 勉学意欲があると認められること。 16ページ参照
- （３） 経済的理由により修学が困難と認められること。 5ページ参照
- （４） 同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。 11ページ参照

※貸付金の返還期間が最長20年と長期にわたることから、在留期限のある方については、下記に御相談ください。

京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係 075-574-7518

2 申請の手続と締切日

【提出書類】

① 高等学校等修学金貸与申請書（在学申請者用） ……別紙様式	記入例：14～15ページ参照
連帯保証人…親権者又は未成年後見人が連帯保証人になることもできます。 弁済をする資力を有することが必要であり、破産開始の決定を受けた方等は適当ではありません。	
② 京都府高等学校等修学資金の貸与に係る推薦依頼書・推薦書 ……別紙様式	記入例：16ページ参照
③ 所得に関する証明書類	6～9ページ参照
④ 京都府高等学校等修学資金利用誓約書 ……別紙様式	記入例：16ページ参照
⑤ 高等学校等修学資金貸与口座振替依頼書（生徒名義） ……別紙様式	11ページ参照
⑥ 提出書類等チェック表（貸与申請書（在学申請者用）） ……別紙様式（黄色）	
⑦ その他必要書類（家計急変の場合等）	10ページ参照

* 提出書類に記入誤りや不備がないか、⑥の提出書類等チェック表で確認してください。

【申請締切日】

- （１） 令和5年度新入生（令和5年4月分からの貸与希望者）

令和5年5月15日

※ 令和5年度新入生で令和5年5月15日までに申請される方は、併せて「修学支度金」の貸与を申請することができます。手引きの17ページ以降を参照し、希望される場合は必要な書類を上記①～⑦の提出書類と一緒に提出してください。

- （２） 年度途中に申請を希望される方、新入生以外の方
随 時（申請日の翌月分からの貸与となります。）

3 貸与（貸付）額

※ 千円単位の設定可

区 分	自宅通学者（月額）	自宅外通学者（月額）
国公立	18,000円以内	23,000円以内
私 立	30,000円以内	35,000円以内

※ 「京都府奨学のための給付金」を受給する場合（高等学校等入学後に申請）は、その支給額に応じて貸与額を減額調整します。（調整については、12～13ページ参照）
（ただし、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）のみ調整対象）

4 修学金の振込

年2回、お申し出いただいた金融機関の口座（生徒名義）に直接振り込みます。

振 込 額	振 込 時 期
① 4月～9月分（6か月分）	初回の振込は、貸与決定後（4月末～6月末） 2年生以降は、4月末 ※
② 10月～3月分（6か月分）	10月末

※申請書類に不備等がある場合、振込時期が遅れることがあります。

返還が始まってから

【 督促業務の業務委託 】

修学生及び連帯保証人が高等学校等修学資金の返還にあたり、返還開始後未納があった場合、京都府は、弁護士及び返還督促業務受託業者に対して、督促業務を委託する場合があります。

（弁護士及び返還督促業務受託業者から、修学生及び連帯保証人に文書、電話及び訪問による督促を行います。）

【 返還が困難なときの手続（返還の猶予及び免除） 】

猶予とは、返還の時期を一定期間先延ばしすることです。
猶予は、猶予申請の翌月分以降が対象となります。

① 次のときは、申請いただくことにより返還が猶予されます。

ア 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校に在学するとき。

イ 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由によって返還が著しく困難と認められるとき。（1年以内で、必要と判断された期間のみ）

② 死亡又は貸与決定後に心身の機能に著しい障害を受けたことにより、修学資金を返還することができなくなったときは、連帯保証人等が返還することになります。

なお、状況により、全部又は一部の返還が免除される場合もあります。

修学金の申請

(1) 所得の基準

◆ 「経済的理由により修学が困難と認められること」(3ページ「1 申請の資格(3)」)とは…

- ①生活保護受給世帯、又は
- ②保護者の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が次の基準額未満であること

【都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額表】

19歳未満の扶養親族の人数			基準額
	うち16歳未満	うち16歳以上19歳未満	都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合計額(保護者等合算)
1人	0	1	265,500円未満
	1	0	
2人	0	2	286,500円未満
	1	1	
3人	2	0	265,500円未満
	0	3	277,500円未満
	1	2	298,500円未満
	2	1	319,500円未満
	3	0	268,500円未満
4人	0	4	289,500円未満
	1	3	310,500円未満
	2	2	331,500円未満
	3	1	352,500円未満
	4	0	280,500円未満
5人	0	5	301,500円未満
	1	4	322,500円未満
	2	3	343,500円未満
	3	2	364,500円未満
	4	1	385,500円未満
	5	0	

※ 扶養親族とは、地方税法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。

<保護者2人(父・母)の場合>

父の「都道府県民税所得割額」+「市町村民税所得割額」……①

母の「都道府県民税所得割額」+「市町村民税所得割額」……②

保護者合算の額(①+②)が上の基準額表の19歳未満の扶養親族の人数の該当のところの基準額未満である場合、申請ができます。

19歳未満の扶養親族の人数について

- 令和5年4月～5月に申請する場合(令和4年度の都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額)
 - 16歳未満……………平成18年1月2日以降生まれ
 - 16歳以上19歳未満……平成15年1月2日～平成18年1月1日生まれ
- 令和5年6月以降に申請する場合(令和5年度の都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額)
 - 16歳未満……………平成19年1月2日以降生まれ
 - 16歳以上19歳未満……平成16年1月2日～平成19年1月1日生まれ

① 生活保護受給世帯の場合

生活保護受給証明書 原本	注意 1 保護者（親権者）と申請者（生徒）の名前が記載されている証明書であること。 注意 2 申請日の1ヶ月以上前のものは使用できません。
--	--

② 保護者の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が基準額未満である場合

- ◆ 都道府県民税・市町村民税の所得割額を証明するものがが必要です。
保護者（親権者：父・母など）それぞれについて提出してください。

7～9ページ参照

ただし、両親のどちらか一方が控除対象配偶者で、かつ年収が100万円以下の場合は、配偶者の証明書に控除対象配偶者の記載があれば証明書の提出を省略できます。

※ 控除対象配偶者であっても、年収が100万円を超えて103万円以下の場合は、証明書が必要

右の⑦、⑧のいずれかの書類（最新年度のもの） ※注	⑦ 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書（コピー） 【対象】 給与所得の方で、市町村民税等を給与から控除されている（特別徴収）場合 ● 毎年度6月頃、給与支払者（勤務先）を通じて通知されるものです。 ● 全てをコピーしてください。
	⑧ 市町村民税・都道府県民税 納税通知書（コピー） 【対象】 事業所得の方 給与所得の方で、市町村民税等を給与からの控除ではなく直接市町村に納付している場合 ● 毎年度6月頃、直接市町村役場から通知されるものです。 ● 市町村によって様式が異なります。 ● 住所、所得金額、所得割額の記載されている部分全てをコピーしてください。（何枚かに分かれている場合は、全てコピーしてください。）
	⑨ 市町村民税・都道府県民税 課税（非課税）証明書 原本 【対象】 ⑦、⑧をお持ちでない方（非課税の方を含む。） ● 市町村役場で証明書の発行を受けてください。 ● 必ず原本が必要です。 ※京都市以外の市町村にお住まいの方・特別支援学校に在学の方 証明書の発行を受ける場合、9ページを参照してください。

※注意

最新年度とは……

令和5年4月～5月に申請する場合 → 令和4年度のもの
 令和5年6月以降に申請する場合 → 令和5年度のもの

必要に応じて	19歳未満の扶養親族がいる場合、扶養親族であることがわかるもの 健康保険証（記号、番号は黒塗りしたもの）のコピー 等 ※ ただし、 <u>基準額表の最も少ない金額「265,500円未満」</u> の場合は提出不要です。
--------	--

(2) 所得に関する証明書類

— 証明書類の例 —

㉞ 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書

注意: 全てをコピーしてください。

課税年度:
令和5年4月～5月に申請する場合 → 令和4年度
令和5年6月以降に申請する場合 → 令和5年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

この欄に「*」や「○」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。

市町村民税 氏 名 番 号

12月分	3月分
1月分	4月分
2月分	5月分

㉟ 市町村民税・都道府県民税 納税通知書

注意: 全ての枚数をコピーしてください。

課税年度:
令和5年4月～5月に申請する場合 → 令和4年度
令和5年6月以降に申請する場合 → 令和5年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

この欄に「*」や「○」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。

㊦ 市町村民税・都道府県民税 課税（非課税）証明書

注意: 原本を提出してください。

課税年度:
令和5年4月～5月に申請する場合 → 令和4年度
令和5年6月以降に申請する場合 → 令和5年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

この欄に「*」や「○」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。

上記のとおり証明します。
令和 年 月 日

証明書類の例

—例 1—

例 1

生徒本人： 高校1年生・平成19年5月1日生

父：所得あり、都道府県民税所得割額 99,000円

市町村民税所得割額 148,500円

母：所得あり、都道府県民税所得割額 18,000円

市町村民税所得割額 27,000円

姉：高校生・平成17年7月1日生

弟：小学生

※ 生徒本人、姉、弟の3人ともに父又は母の扶養親族

※ 令和5年5月に申請

- ① 父と母の都道府県税所得割額と市町村民税所得割額を合算します。

$$99,000\text{円} + 148,500\text{円} + 18,000\text{円} + 27,000\text{円} = 292,500\text{円}$$

(B)

- ② 5ページの「都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額表」の該当のところの基準額を確認します。

19歳未満の扶養親族の人数		基準額
	うち16歳未満	うち16歳以上19歳未満
1人	0	1
3人	1	2
	2	1

基準額	
都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合計額（保護者等合算）	

277,500円未満
298,500円未満

← (A)

※令和5年5月申請の場合

16歳未満 : 平成18年1月2日以降生まれ

16歳以上19歳未満：平成15年1月2日～平成18年1月1日生まれ

- ③ 基準額未満であることを確認

Ⓐ : 298,500円 > Ⓑ : 292,500円

提出書類

- 父の所得を確認する書類（６ページの証明書類のア～ウのいずれかひとつ）
- 母の所得を確認する書類（〃）
- 生徒本人、姉、弟が、父又は母の扶養親族であることがわかるもの
（健康保険証のコピー（記号、番号は黒塗りのしたもの）等）

(2) 所得に関する証明書類

一例2

例 2

生徒本人 : 高校1年生・平成19年5月1日生
父 : 所得あり、都道府県民税所得割額 99,000円
市町村民税所得割額 148,500円
母 : 所得なし、父の控除対象配偶者
姉 : 高校生・平成17年7月1日生
弟 : 小学生
※ 生徒本人、姉、弟の3人ともに父の扶養親族
※ 令和5年5月に申請

- ① 父と母の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算します。

99,000円 + 148,500円 = 247,500円 (母は0円) (B)

- ② 5ページの「都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額表」の最も少ない額

……265,500円 (A)

- ③ 基準額未満であることを確認 (B) : 247,500円 < (A) : 265,500円

提出書類

- 父の所得を確認する書類 (6ページの証明書類の㉗～㉙のいずれかひとつ)

★ただし、母が父の控除対象配偶者であることが記載されていることが必要

※ 265,500円未満(基準額の最も少ない金額)の場合、扶養親族の証明書類は省略できます。

京都市以外の市町村にお住まいの方
特別支援学校に在学の方

6ページの証明書類の「㉗ 市町村民税・都道府県民税 課税(非課税)証明書」について

「㉗ 市町村民税・都道府県民税 課税(非課税)証明書」の発行を受ける場合、
在学している学校から「所得額証明申請書」(各学校にあります。)を受け取り、記入
・押印し、学校で在学証明を受けた後、市町村役場に提出して、証明書の発行を受け
てください。

証明書発行の手数料を免除していただける場合があります。

(3) その他必要書類

◆ 自宅外通学の場合

自宅外通学の月額での貸与を希望する場合、自宅外の住所を確認できる書類が必要です。(入寮証明書等)

(4) 家計急変の場合

- ◆ 都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額(保護者合算)は基準額を超えているが、令和5年1月以降、失業等の理由により収入が減り家計が急変した場合は、「家計急変事情の申告書(第2号様式)」(該当の場合は、別途送付します。)及び次の書類により、貸与要件の確認を行うことができます。

家計急変の事由	家計急変の確認書類	申込み時の所得状況を確認する書類
① 主たる生計維持者の失業の場合	離職票の写し又は退職証明書等	○ 所得に関する証明書類 6～7ページ参照
② 主たる生計維持者の破産の場合	破産決定書・申立書等の写し	
③ 災害救助法等が適用された災害	り災証明書(被災状況を記した校長の副申書も可とする。)	
④ 上記事由に相当するその他の場合	事由を確認できる書類	
⑤ 災害救助法等が適用されない災害・火事	り災証明書等	○ 所得に関する証明書類 6～7ページ参照 ○ 申請時の所得を推算するための書類 ・ 損益計算書 ・ 雇用主の支払(見込)証明書 ・ 直近3箇月分以上の給与明細書の写し ・ その他所得金額が確認できる書類
⑥ 病気の場合	医師の診断書等	
⑦ 事故の場合	事故証明書	
⑧ 会社倒産の場合	取引停止通知書の写し等	
⑨ 経営不振の場合	経営不振の事由により、公共的団体等から融資等を受けていることが確認できる書類	
⑩ 転職・賃金カットの場合	雇用主の証明書等	
⑪ その他の場合	事由を確認できる書類	



家計が急変している場合でも、都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が基準額を超えていない場合には、特に提出する必要はありません。
詳細は京都府へ御相談ください。

その他審査にあたり、必要な書類の提出をお願いすることがあります。

また、必要な場合は、御本人に直接お問い合わせしたり、官公署や学校に、住所や在籍状況、申請の内容等について確認を行う場合がありますので御了承ください。

(5) 修学金の振込口座

◆ 修学金を振り込む口座は、申請者(生徒)名義の金融機関の普通預金口座です。

貸与終了後、返還するとき(改めて手続きが必要です。)も使用できる金融機関(1ページ参照)の口座利用をお勧めします。

- ◎ 記入にあたっては、「口座振替依頼書」の裏面の記入例を参照してください。
- ◎ 預金通帳の、口座が確認できるページの写しを添付してください。
＜金融機関名・支店名・口座番号・口座名義＞
- ◎ 「ゆうちょ銀行」の場合は、他の金融機関からの受取口座として利用できる「店名、店番、口座番号」を記入し、該当部分の通帳のコピーを添付してください。
- ◎ 預金口座については、現在使用できるかどうか確認してください。
※ 数年間使用していない口座の場合、使用できなくなっている可能性があります。

(6) 併用できない同種の資金

◆ 京都府高等学校等修学金と併用できない同種の資金とは次にあげるものです。

- 1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金【貸付】(修学資金)
※就学支度資金は支度金(19ページ)と併給不可
- 2 高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金【貸付】
- 3 高校生給付型奨学金【支給】(奨学金) <京都市以外の市町村にお住まいの方のみ>
※入学支度金は支度金(19ページ)と併給不可

支援金(学用品費等)は併給可
- 4 交通遺児奨学金【支給】(奨学金) ※入学支度金は支度金(19ページ)と併給不可
- 5 母子家庭奨学金【支給】(奨学金) <京都市以外の市町村にお住まいの方のみ>
※入学支度金は支度金(19ページ)と併給不可
- 6 特別支援学校の就学奨励費【支給】
- 7 看護師等修学資金【貸付】
- 8 独立行政法人日本学生支援機構法に基づく学資貸与金【貸付】・学資支給金【支給】
- 9 都道府県又は公共的団体が高等学校等に在学する者に対して貸与(貸付)又は給付する奨学金

注意 申告しないまま後日判明した場合は、決定時に遡って全額を直ちに返還していただくことになります。

※ 京都府ホームページ「府民サービスナビ」(<http://navi.pref.kyoto.lg.jp/>)、京都府教育委員会ホームページ(<http://www.kyoto-be.ne.jp>)にも「同種の資金」の概要が掲載されていますので参照してください。

※ 各高等学校等で実施される授業料の減免及び「私立高等学校あんしん修学支援事業(担当:京都府文教課)」とは、重複して受けることができます。

(7) 「京都府奨学のための給付金」と貸付金の調整

◆ 「京都府奨学のための給付金」を受給される場合は、貸付金の金額を調整します。

「京都府奨学のための給付金」は返済不要の給付金であり、京都府では、返済が必要な「修学金」と併せて受けようとする場合は、生徒の将来にわたる負担を軽減するため、必要額を保障した上で、修学金の貸付額を減額調整することとしています。

京都府奨学のための給付金

(令和5年度)

- 対象者：生活保護世帯、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯
- 給付金の額（年額）

調整 なし	区分	国 公 立			私 立		
		全日制 定時制	通信制	専攻科	全日制 定時制	通信制	専攻科
	1 生活保護 (生業扶助) 受給世帯	32,300円	32,300円	50,500円	52,600円	52,600円	52,100円
調整 あり	2 第1子の 高校生	117,100円	50,500円		137,600円	52,100円	
	3 第2子以降の高校生 (15歳(中学生を除く)以上 23歳未満の扶養されてい る兄弟姉妹がいる場合)	143,700円	50,500円		152,000円	52,100円	

※ 詳細は、学校を通じてお知らせします。

◆ 調整する金額・調整後の貸与限度額は次のとおりです。

区 分			「京都府奨学のための給付金」を受給し、 「高校生給付型奨学金（支援金）」は受給しない場合		「京都府奨学のための給付金」を受給し、「高校生給付型奨学金（支援金）」も受給する場合
			第1子の高校生等の場合	第2子以降の高校生等の場合	第2子以降の高校生等の場合
国 公 立	自 宅 通 学	全日制	(調 整 額) 月額 9,000円	(調 整 額) 月額 11,000円	(調 整 額) 月額 5,000円
		定時制	(貸与限度額) 月額 9,000円	(貸与限度額) 月額 7,000円	(貸与限度額) 月額 13,000円
		通信制	(調 整 額) 月額 4,000円	(調 整 額) 月額 4,000円	(調 整 額) 月額 —
		専攻科	(貸与限度額) 月額 14,000円	(貸与限度額) 月額 14,000円	(貸与限度額) 月額 18,000円
	自 宅 外 通 学	全日制	(調 整 額) 月額 9,000円	(調 整 額) 月額 11,000円	(調 整 額) 月額 5,000円
		定時制	(貸与限度額) 月額 14,000円	(貸与限度額) 月額 12,000円	(貸与限度額) 月額 18,000円
私 立	自 宅 通 学	通信制	(調 整 額) 月額 4,000円	(調 整 額) 月額 4,000円	(調 整 額) 月額 —
		専攻科	(貸与限度額) 月額 19,000円	(貸与限度額) 月額 19,000円	(貸与限度額) 月額 23,000円
	自 宅 外 通 学	全日制	(調 整 額) 月額 11,000円	(調 整 額) 月額 12,000円	(調 整 額) 月額 5,000円
		定時制	(貸与限度額) 月額 19,000円	(貸与限度額) 月額 18,000円	(貸与限度額) 月額 25,000円
		通信制	(調 整 額) 月額 4,000円	(調 整 額) 月額 4,000円	(調 整 額) 月額 —
		専攻科	(貸与限度額) 月額 26,000円	(貸与限度額) 月額 26,000円	(貸与限度額) 月額 30,000円
	自 宅 外 通 学	全日制	(調 整 額) 月額 11,000円	(調 整 額) 月額 12,000円	(調 整 額) 月額 5,000円
		定時制	(貸与限度額) 月額 24,000円	(貸与限度額) 月額 23,000円	(貸与限度額) 月額 30,000円
		通信制	(調 整 額) 月額 4,000円	(調 整 額) 月額 4,000円	(調 整 額) 月額 —
		専攻科	(貸与限度額) 月額 31,000円	(貸与限度額) 月額 31,000円	(貸与限度額) 月額 35,000円

高校生給付型奨学金（支援金）

…… ★ 詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。

- 受給対象者 …… 次のすべてに該当する方です。
 - 京都市を除く京都府内に在住
 - 市町村民税非課税世帯のうち、母子世帯・父子世帯・児童世帯・障害者世帯・長期療養者世帯等
 - 国・公立・私立高等学校、高等専門学校（1～3年）に在学
- 支給額 …… 60,000円（ただし、「京都府奨学のための給付金」と併給調整あり。）